

(仮称) 岡崎市徳川家康公顕彰条例 逐条解説  
(パブリックコメント用資料)

(前文)

岡崎に生まれた徳川家康公は、群雄割拠の戦国時代において、「厭離穢土 欣求淨土」という揺るぎない信念を持ち、苦難に耐え、乱世を鎮めて江戸幕府を開き、265年にも及ぶ平和国家の礎を築いた。家康公と志を共にした三河武士もまた、岡崎をふるさととし、日本各地で現代の礎となるまちづくりを行った。

これら以外の功績に目を向けると、八丁味噌に見られる日本の伝統的な食文化の発達や、花火に見られる火薬の平和利用など、敬意と誇りをもって未来に語り伝えるべき偉業は計り知れず、今日の岡崎に生きる市民一人一人の中には、生命を賭して平和を希求した先人たちの風格と誇りが息づいている。

徳川家康公生誕の地に住むわたしたち岡崎市民は、家康公の功績を尊び、三河武士の生き方に想いを寄せ、岡崎市民の名誉にかけて、平和国家を希求し続けることや連綿と続く歴史、文化及び伝統産業を次の世代に守り伝える取組を通じ、希望と活力に満ち、愛される都市の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

【解説】

この条例の制定するに至った背景や目指すことについて記しています。

- ・岡崎に生まれた徳川家康公は、戦乱の時代にあって、強い信念を持ち、数々の苦難に耐えながら、乱世を終わらせる政治機構として江戸幕府を開いたことで、265年にも及ぶ平和国家の礎を築いた、日本の歴史上最も重要な人物の一人であること。
- ・徳川家康公の数々の功績は家康公個人の資質や能力のみに帰せられるものではなく、日本各地で現代の礎となるまちづくりを行った配下の多くの三河武士にも目を向けるべきであること。
- ・八丁味噌に見られる日本の伝統的な食文化、花火に見られる火薬の平和利用など、今日の岡崎市民一人一人には、家康公と三河武士の風格と誇りが継承されていること。
- ・岡崎市民が徳川家康公の歩んできた道に触れ、家康公の功績を尊び、三河武士の生き方に想いを寄せ、平和国家を希求し、歴史、文化及び伝統産業を次の世代に伝える取組を続けることで、希望と活力に満ち、愛される都市を実現を目指して、この条例を制定すること。

(目的)

第1条 この条例は、徳川家康公の顕彰に関し基本理念を定め、徳川家康公の信念及び功績を語り伝えるとともに、徳川家康公ゆかりの歴史文化資産の保存及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を形成し、もって希望と活力に満ちた愛される都市を実現することを目的とする。

【解説】

この条例は岡崎市が徳川家康公の顕彰を通じて「希望と活力に満ちた愛される都市を実現すること」を目的としています。

- ・「顕彰」とは、一般的な定義としては「功績等を称え、明らかにすること」ですが、ここでは時代背景、功績に至った経緯や関係性、リーダーとしての心構えや政治に対する考え方等、徳川家康公の生き方全般について学びを深めるという意味を付加することで、徳川家康公の顕彰が、長期的に市民一人一人のよりよい人格形成や社会生活に資することを期待します。
- ・「徳川家康公の信念及び功績」とは、家康公個人の能力や力量に限らず、家康公の生き方、そして功績の背景にある、三河武士を始め様々な関係性を持った人物たちの営みも含め、幅広くとらえます。
- ・「歴史文化資産」とは、「岡崎市文化財保存活用地域計画」で扱う歴史的・文化的な資産の名称で、文化財保護法の類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るものを含みます。

(基本理念)

第2条 徳川家康公の顕彰は、次に掲げる事項を基本理念として、市、市民及び事業者が相互に働きかけ、及び協力することにより行うものとする。

- (1) 徳川家康公に愛着を持ち、及びその功績に誇りを持つことができる環境を整えること。
- (2) 徳川家康公の信念及び功績を語り伝えること。

**【解説】**

徳川家康公の顕彰にあたって、基本の考え方を示したもので、市、市民及び事業者が相互に働きかけ、協力して取り組むこととしています。

・ 1号関係

史跡等における解説板や便益施設の整備、イベント開催や情報発信等により、市民が徳川家康公に愛着を持ち、その功績に誇りをもつことができる環境が整備されること。

・ 2号関係

徳川家康公について、功績だけでなくそれを実現させた生き方も含め、学ぶ機会が提供され、語り伝える活動が支援されること。

(市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 徳川家康公及びその功績に係る情報の収集及び発信をする施策
- (2) 徳川家康公及びその功績を学ぶ機会を提供する施策
- (3) 徳川家康公ゆかりの歴史文化資産の保存及び活用をする施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要と認められる施策

**【解説】**

基本理念にのっとった施策の実施に努めることを市の役割と定めています。

・ 1号関係

　徳川家康公及びその功績に係る情報を収集・編集し、ホームページやイベントなどで発信すること。

・ 2号関係

　徳川家康公及びその功績を知識として学ぶことにとどまらず、家康公の歩んだ道、その過程における困難、努力、判断等も含めて学びを深めることができるような機会をこどもから大人まで年齢を問わず提供すること。

・ 3号関係

　歴史文化資産が市民に末永く親しまれるよう、適切な保存活動や利活用に資する施設整備を支援すること。

　八丁味噌、三河花火を始めとする伝統産業の振興、匠の技の承継を支援すること。

※歴史文化資産とは、歴史的、文化的な資産の名称。文化財保護法の類型に収まらない本市特有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るものと含む。

(徳川家康公の功績をたたえる日)

第4条 徳川家康公の功績について理解と関心を深め、広く共有されることを期する日として、生誕日とされる12月26日を徳川家康公の功績をたたえる日とする。

【解説】

徳川家康公の生誕日とされる12月26日を岡崎市民が家康公の功績をたたえる日と定め、市民がそれぞれの方法で家康公や三河武士の生き方に想いを寄せることが期待されます。